

県営住宅等におけるマッチングについて

グループホームの開設を促進するため、兵庫県では県営住宅等の活用を積極的に支援しています。関係団体やグループホームを既に運営している法人等に県営住宅等における入居の希望調査を行い、住宅部局との連携のもと空き住戸の紹介、入居調整を行っています。

県営住宅等におけるマッチングの流れ

- ① 開設希望調査、マッチング **(令和6年度：5月頃、9月頃実施)**〔窓口：障害福祉課〕
↓
- ② 希望とりまとめ。住宅部局へ送付、入居可能な住戸があるか確認
↓
- ③ 法人への回答。入居可能な住戸については現地下見の調整〔管理事務所へ連絡〕
↓
- ④ 現地下見
↓
- ⑤ 利用希望住戸の確定〔障害福祉課、管理事務所へ連絡〕
 ※改修する場合はその内容も確定させます。
 (法人・住宅管理事務所で改修部分の調整も行ってください)
 ※決定の前に、消防署や市町建築所管課との調整も行って下さい。
 (必要な消防設備は住宅により異なります。なお、共用部分に消防設備を配置する必要がある場合、法人の負担となります。)
↓
- ⑥ 県営住宅の自治会への説明等
 ・開設を検討している事業所の概要等について、自治会や自治会長等に対して説明。※要望があれば事業所は説明会等を実施
↓
- ⑦ 入居手続き
 ・県営住宅使用許可申請の提出 提出先：県障害福祉課（→県住宅管理課）
 ※原則、住宅管理事務所による改修工事完了後の使用許可となりますので、改修工事所要期間（概ね2～3ヶ月程度。詳細は事務所に要確認。）を勘案のうえ、使用開始（許可）日を決めてください。
 ※申請後にキャンセル等が発生しないよう、関係機関とは事前に十分な調整を行ってください。
↓
- ⑧ 入居決定（使用許可）
 ・内容審査の上、住宅管理課から使用許可書を発行
 ※法人は平行して障害福祉サービス事業指定申請を行う。
 ・県営住宅用途変更等承認申請 提出先：住宅管理事務所
↓
- ⑨ 自治会への通知等
 ・自治会長へ通知、あいさつ
 グループホーム入居通知を自治会長に渡して説明。
 改修等工事で騒音等が発生する旨も説明。
↓
- ⑩ 改修等工事（用途変更承認後、法人による改修）
↓
- ⑪ 入居開始（グループホームの開設）



県営住宅等マッチング窓口

兵庫県障害福祉課 078-341-7711 内線 3005

県営住宅等マッチングのHP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000239.html